

---

第6回 江府町議会定例会会議録（第3日）

平成24年9月21日（金曜日）

---

議事日程

平成24年9月21日 午前10時開議

- 日程第1 議案第86号 江府町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第2 議案第87号 江府町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第88号 江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第89号 江府町特産品等流通販売施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第90号 平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第91号 平成24年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第92号 平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第93号 平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第94号 平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第95号 平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第96号 平成24年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第97号 平成24年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第98号 平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第99号 平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第100号 平成24年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）

日程第16 議案第 101号 平成24年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第 102号 平成24年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第 103号 平成24年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）

（追加提出議案）

日程第19 議案第 104号 江府町教育委員の任命について

日程第20 議案第 105号 江府町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第21 江府町議会決算特別委員会審査報告

1. 一般会計決算特別委員会（付託審査 議案第70号）

2. 特別会計決算特別委員会（付託審査 議案第71号から議案第85号まで15件）

日程第22 委員長報告（陳情処理報告）

（受理第9号）地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択

（総務経済常任委員会）

（受理第10号）北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

（総務経済常任委員会）

（受理第11号）地方財政の充実・強化を求める陳情

（総務経済常任委員会）

（受理第12号）香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

（総務経済常任委員会）

（受理第13号）李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

（総務経済常任委員会）

日程第23 調査報告書（政治倫理審査会）

日程第24 発議第5号 地方行政調査特別委員会の設置について

日程第25 発議第6号 総務経済常任委員会の所管事務調査について

- 日程第26 発議第7号 教育民生常任委員会の所管事務調査について
- 日程第27 発議第8号 江府町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第28 発議第9号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を  
求める意見書提出について
- 日程第29 発議第10号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出について
- 日程第30 発議第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第31 発議第12号 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書提出  
について
- 日程第32 発議第13号 李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意  
見書提出について
- 日程第33 閉会中継続調査について（議会運営委員会）

---

出席議員（10名）

1 番 三 輪 英 男	2 番 宇田川 潔	3 番 川 上 富 夫
4 番 日野尾 優	5 番 上 原 二 郎	6 番 越 峠 恵美子
7 番 長 岡 邦 一	8 番 田 中 幹 啓	9 番 川 端 雄 勇
10番 森 田 智		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅 林 茂 樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 竹 内 敏 朗	副町長 ————— 宮 本 正 啓
教育長 ————— 藤 原 成 雄	総務課長 ————— 影 山 久 志
企画政策課長 ————— 矢 下 慎 二	町民生活課長 ————— 西 田 哲
福祉保健課長 ————— 本 高 善 久	農林課長 ————— 瀬 島 明 正

産業振興課長 ————— 奥 田 慎 也      奥大山スキー場管理課長      岡 田 雄 成  
建設課長      ————— 下 垣 吉 正      会計管理者      ————— 森 田 哲 也  
教育振興課長      ————— 山 川 浩 市

---

午前10時00分開議

○議長（日野尾 優君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより平成24年第6回江府町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

これから議案等に対する審議を行います。

本日の議案質疑は初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明は終わっております。よって、一括議題としますが、質疑、討論、採決の進行は1議案ごとに処理進行いたします。

---

日程第1 議案第86号 から 日程第18 議案第103号

○議長（日野尾 優君） 日程第1、議案第86号、江府町個人情報保護条例の一部改正についてから、日程第18、議案第103号、平成24年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）まで、以上18議案を一括議題とします。

これから議案等に対する審議を行います。

日程第1、議案第86号、江府町個人情報保護条例の一部改正について。

議案第86号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第86号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第 2、議案第 87 号、江府町消防団条例の一部改正について。

議案第 87 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 87 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3、議案第 88 号、江府町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について。

議案第 88 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 88 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4、議案第 89 号、江府町特産品等流通販売施設に係る指定管理者の指定について。

議案第 89 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第89号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第90号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

議案第90号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第90号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第91号、平成24年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第91号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第92号、平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

議案第92号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第92号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第93号、平成24年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）。

議案第93号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第93号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第94号、平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業

勘定)補正予算(第2号)。

議案第94号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(日野尾 優君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(日野尾 優君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第94号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(日野尾 優君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第95号、平成24年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)。

議案第95号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(日野尾 優君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(日野尾 優君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第95号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(日野尾 優君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第96号、平成24年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

議案第96号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(日野尾 優君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第96号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第97号、平成24年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第97号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第97号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第98号、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第98号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第98号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第99号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第99号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第99号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第100号、平成24年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第100号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第100号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16、議案第101号、平成24年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第101号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第101号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第102号、平成24年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第1号）。

議案第102号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第102号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第103号、平成24年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）。

議案第103号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第103号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

これより、追加提出議案です。

---

日程第19 議案第104号

○議長（日野尾 優君） 日程第19、議案第104号、江府町教育委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 議案第104号、江府町教育委員の任命について。江府町教育委員、宮本師子君、清水弘美君の両名は、平成24年9月30日で任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、次の者を後任の委員に任命したいので議会の同意を求めます。鳥取県日野郡江府町大字吉原1758番地。清水弘美君。昭和41年4月3日生まれ。続きまして、鳥取県日野郡江府町大字佐川805番地1。前田恵子君。昭和27年6月14日生まれ。以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（日野尾 優君） 提案理由説明が終わりました。なお、2名の提案ですので質疑・討論・採決は1名ずつ行います。

先ず、清水弘美君を教育委員に任命することについて、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

清水弘美君を教育委員に任命することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日野尾 優君） 起立多数です。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、前田恵子君を教育委員に任命することについて、質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

前田恵子君を教育委員に任命することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日野尾 優君） 起立多数です。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 日程第 2 0 議案第 1 0 5 号

○議長（日野尾 優君） 日程第 2 0、議案第 1 0 5 号、江府町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 議案第 1 0 5 号、江府町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、江府町老人福祉センターを多目的に利用できるよう、国と協議してまいりましたが、このたび、県を通じて承認通知があり、補助金を返還することなく転用できることになりましたので、多目的交流施設として位置づけて、柔軟に利用できるよう、所要の改正を行うものであります。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 次に、主管課長より、詳細説明を求めます。影山総務課長。

○総務課長（影山 久志君） 失礼いたします。議案第105号、江府町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。1枚おはぐりいただきたいと思います。江府町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をお付けいたしております。本案は、平成22年江府町条例第3号の条例の一部を次のように改正するものでございます。別表第3条関係でございますが、改正後といたしまして、施設の名称、旧江府町老人福祉センター、位置、鳥取県日野郡江府町大字久連7番地1を追加いたすものでございます。

附則におきまして、この条例は、平成24年10月1日から施行いたすものでございます。また江府町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に江府町老人福祉センターの指定管理者となっている者は、引き続き旧江府町老人福祉センターの指定管理者とみなすものでございます。

以上ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上、議案第105号の詳細説明が終了いたしました。

議案第105号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第105号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 日程第21 委員長報告

○議長（日野尾 優君） 会期中平成23年度決算認定議案の審査を付託した各決算特別委員会から、本日議長へ16件の報告書が提出され、これを受理いたしました。

日程第 2 1、江府町議会決算特別委員会審査報告。一般会計決算特別委員会、付託審査、議案第 7 0 号、特別会計決算特別委員会、付託審査、議案第 7 1 号から議案第 8 5 号まで 1 5 件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

最初に一般会計決算特別委員会委員長、森田智議員。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（森田 智君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 森田委員長。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（森田 智君）

---

## 報 告 書

### 1. 事 件 名

(1) 平成 2 3 年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について

### 2. 事 件 の 内 容

 決算審査

3. 審 査 の 経 過 平成 2 4 年 9 月 1 0 日第 6 回江府町議会定例会（第 1 日）において付託された上記決算について、平成 2 4 年 9 月 1 2 日、1 3 日委員会を開催して審査した。

4. 決定及びその理由 本件について認定する。

5. 少数意見の留保 な し

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

江府町議会江府町一般会計決算特別委員会

委員長 森 田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

## 一般会計決算審査参考意見

江府町の平成 2 3 年度一般会計決算は、3 5 億 8 , 3 0 0 万円であり前年対比 8 5 . 4 % となっています。この減少の主なもの光ケーブルの約 6 億円です。

平成 2 3 年度は実質単年度収支が約 5 , 4 0 0 万円となっており、財政健全化に向け努力されたことがうかがえる。

この結果、実質公債費比率は 1 9 . 6 % となり 1 . 6 % 下がり財政健全を表す 1 8 % に近づい

てきた。ただ、昨年豪雪や秋の台風12号により、多くの災害が発生し、その復旧工事が行われています。また、高齢化に伴い、今後医療・福祉の経費が増加すると予想されます。歳入においても、交付税等不安定な要素もあり引き続き行財政改革を進める必要があります。県の総合事務所見直し計画により、日野総合事務所の存続が危惧されるが、サービスの低下にならないよう県民目線で見直しされるよう県に要望されたい。

現在、国政は混沌とした状態にあり、その動向を十分把握し、今後の財政運営に当たられたい。  
総務課

- (1) 平成23年度の報酬は、財政健全化と雪崩事故に対する責任を考慮し、町長以下議員も含め大幅なカットを行った。
- (2) 投票所の見直しが行われ現在13投票所となっているが、その結果について十分検証し、今後活かしていただきたい。

企画政策課

- (1) 「まちづくり町民会議」は、平成22年度は1回も開かれず、平成23年に1回開催されただけであり、またその目的がはっきりしないなど機能していない。今後、その目的や名称など再考されたい。
- (2) 光ケーブルが整備され、IP電話やインターネットがサービスされている。今後、そのメリットを活かすよう色々な角度から研究されたい。
- (3) 「にこにこ事業」について、平成24年度で終了予定となっている。それぞれの事業を吟味し、その結果を町政に活かすよう検討されたい。

町民生活課

- (1) 町営バスは、スタート当時、通学時に合わせた乗車人数を考慮し、バスを購入している。少子化が進むなか、今後、バスの購入にあたっては、大型バスが必要か検討されたい。  
また、下安井に向かうバスが、帰りには乗車できない状態となっている。各運行会社と協議し、町民の利便性を図られたい。

建設課

- (1) 下水の集合処理は杉谷地区を最後に終了となるが、今後約45%の普及となっている個別合併処理槽の設置普及に努力されたい。

農林課

- (1) 指摘し続けた奥大山ブランドの確立に努められたい。
- (2) 来年の全国植樹祭に向け、駐車場や進入路など万全の準備をお願いしたい。

## 産業振興課

(1) 農林課と協力し、奥大山ブランドの確立に努められたい。

(2) 笠良ファームは平成5年に建設され、ログハウスとしては耐用年数がきている。

今後、どうするのか根本的に見直しを検討されたい。

(3) 地元商工業者は、少子高齢化や経済情勢の悪化などで、衰退が見受けられる。商工業を住民の生活基盤の一つととらえ、地元の利用を促進するよう、プレミアム商品券等の発行など色々な施策をお願いしたい。

また、融資が利用しやすいようマル経など制度を研究されたい。

## 教育委員会

(1) 中学校建設にあたり、生徒、職員、保護者が学校を誇れるような施設になるよう努力願いたい。

(2) 近年の異常気象により、夏には異常な暑さが続いた。熱中症が発生するなど注意が必要である。今後、教室にエアコンの設置など検討していただきたい。

(3) 学校給食の会計については、公会計に移管する方向で努力されたい。

---

以上であります。

○議長（日野尾 優君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案1件、江府町一般会計決算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定しました。

続いて、江府町特別会計決算特別委員会委員長、越峠議員。

○江府町特別会計決算特別委員会委員長（越峠 恵美子君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 越峠委員長。

---

## 報告書

### 1、事 件 名

- (1) 平成23年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 平成23年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (3) 平成23年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- (4) 平成23年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (5) 平成23年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (6) 平成23年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- (7) 平成23年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (8) 平成23年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (9) 平成23年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (10) 平成23年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (11) 平成23年度鳥取県日野郡江府町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (12) 平成23年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (13) 平成23年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (14) 平成23年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- (15) 平成23年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

### 2、事 件 の 内 容 決算審査

3、審 査 の 経 過 平成24年9月10日第6回江府町議会定例会（第1日）において付託された上記15件の決算について、平成24年9月14日委員会を開催して審査した。

4、決 定 及 び そ の 理 由 いずれの事件についても認定する。

5、少数意見の留保 な し

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

平成24年9月21日

江府町議会特別会計決算特別委員会

委員長 越峠 恵美子

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

特別会計決算審査参考意見

1. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

- ・未納者の対応は努力されているが、毎月定期的に入れていただくように一層の努力をされたい。

2. 索道事業特別会計

- ・特に若者を対象としたホームページの活用を大いに取り入れて欲しい。
- ・近年のスキーヤーの減少に対する対策を考えられたい。
- ・団体割引、中学生以下は5回まで無料等（リフト券、レンタル券）検討し、町内客を増やす対策も検討してほしい。

3. 簡易水道事業特別会計

- ・過去13年間見直しをしていなかった公共料金を平成19年に見直し、平成24年度に再度見直しをされる予定だが、公共料金委員会で十分検討していただきたい。
- ・大河原地区の災害復旧については、早急に工事を完成されたい。

4. 国民健康保険特別会計（事業勘定）

- ・平成27年度から国保広域化方針に基づき、従来の市町村国保から県下一本化の国保となる方向で検討されている。このことにより今後、本町の国保にどのような影響があるのか検討されたい。

5. 国民健康保険特別会計（施設勘定）

- ・医師2名体制を早急に検討されたい。

6. 介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

- ・平成12年より開始されたが、家族の負担が軽減された。高齢化が進み、県下で4番目の高齢化率である本町では、介護認定者280人中、施設入所者は80名という状況にあり、介護老人福祉施設（チロルの里）では、100名位が待機状態であるが、町内を優先にお願い

したい。

また入所者の虐待防止については調査し、引きつづき防止に向けて施設に指導をしていただきたい。

#### 7. 農業集落排水事業特別会計

- ・下水の集合処理は、杉谷地区で全集落完了となるが、個別合併処理浄化槽の普及促進に努められたい。
- ・川筋、俣野、下蚊屋、助沢は、10年以上経て施設の老朽化も進む中、川筋地区の公共下水と一体化する計画を検討されたい。

---

以上です。

○議長（日野尾 優君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案15件、江府町特別会計決算特別委員会は、いずれも原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり認定しました。

---

#### 日程第22 委員長報告（陳情処理報告）

○議長（日野尾 優君） 続きまして、日程第22、陳情等を付託した委員会の審査報告を議題といたします。

（受理第9号）地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択から（受理第13号）李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書まで5件を一括で報告をお願いします。

総務経済常任委員会委員長、森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 森田智議員。

○総務経済常任委員会委員長（森田 智君）

---

陳情書等の審査報告

審査報告

1、採択とすべきもの

- (1) 件 名 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求め  
る意見書の採択について
- (2) 理 由 「全国森林環境税」は、平成6年から江府町としても一生懸命取り組んできた  
問題である。地球温暖化防止のため森林吸収源対策や自然環境が生み出す  
再生可能エネルギーの活用の取り組みを、地方が一丸となって展開していく  
必要がある。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年9月21日

総務経済常任委員会委員長 森 田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

- (1) 件 名 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について
- (2) 理 由 当時小泉首相が5人の拉致被害者を帰国させて以来、10年の年月が経過し  
た。それ以後、なんら進展はなく、まだ拉致被害者の方が北朝鮮におられる  
のは事実である。日本人として被害者を救うことは当然のことである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年 9月21日

総務経済常任委員会委員長 森 田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

## 陳情書等の審査報告

### 審査の結果

#### 1、採択とすべきもの

(1) 件名 地方財政の充実・強化を求める陳情

(2) 理由 当町も過疎高齢化が進み、安心できる社会保障制度を確立するためには、安定した財源の確保が必要である。

このことは、地方自治体だけで支えられる問題ではなく、国がいかに関地方を守っていくかを考える場合、この地方財政の充実・強化は避けて通れない問題である。国家財政も厳しいときではあるが、国としての力を保っていくためには、先ず、地方を元気にする必要がある。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年 9月21日

総務経済常任委員会委員長 森田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

## 陳情書等の審査報告

### 審査の結果

#### 1、採択とすべきもの

(1) 件名 香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

(2) 理由 尖閣諸島は、法律的にも歴史的にも日本の領土である。それにもかかわらず、不法上陸し、海上保安庁艦船にレンガを投げつける行為もあり、我が国の領土・主権の存立が危ぶまれる事態が発生している。

今後、日本を守るということを対外的に示すためにも政府に強く求める必要がある。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年 9月21日

総務経済常任委員会委員長 森田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

## 陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件名 李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書

(2) 理由 李明博韓国大統領の竹島不法上陸、また天皇陛下の韓国訪問の際の言及等、一連の言動を看過することはできない。韓国政府に対し、謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

平成24年 9月21日

総務経済常任委員会委員長 森田 智

江府町議会議長 日野尾 優 様

---

以上でございます。

○議長（日野尾 優君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を1件ずつ行います。

先ず、（受理第9号）地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（受理第10号）北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（受理第11号）地方財政の充実・強化を求める陳情の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（受理第12号）香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

続きまして、（受理第13号）李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

---

### 日程第 2 3 調査報告書（政治倫理審査会）

○議長（日野尾 優君） 日程第 2 3、調査報告書（政治倫理審査会）を議題とします。

この度、政治倫理審査会より議長宛てに調査報告書が提出されております。

政治倫理審査会委員であります川上富夫議員に報告していただきます。

○政治倫理審査会委員（川上 富夫君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 3 番、川上富夫議員。

○政治倫理審査会委員（川上 富夫君）

平成 2 4 年 9 月 1 4 日

江府町議会議長

日野尾 優 様

政治倫理審査会

会長 川上 博久

### 調 査 報 告 書

江府町議会議員の政治倫理に関する規則第 6 条第 1 項の規定に基づき報告いたします。

#### 1. 調査結果

平成 2 4 年 7 月 3 日議長から政治倫理審査会に調査請求のあった案件について平成 2 4 年 7 月 3 日、1 2 日（非公開）に政治倫理審査会を開催し調査した。調査の結果、平成 2 4 年 4 月 2 7 日議会事務局での宇田川潔議員の議長に対する暴言は事実であると判断する。議会議員は公職であり 3 6 5 日町民の代弁者として品位と名誉を損なうことの無いよう努めなければならない。このような行為は著しく江府町及び江府町議会の品位を落とす行為である。過疎高齢の

町、江府町の山積する政策課題について真摯に議論されたい。

## 2. 添付書類

7月3日、政治倫理審査会会議録

---

以上です。

○議長（日野尾 優君） 本件は、江府町議会議員政治倫理条例第6条第3項の規定により報告のみであります。

---

### 日程第24 発議第5号

○議長（日野尾 優君） 日程第24、発議第5号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

川上富夫議員。

○議員（川上 富夫君） はい。

---

発議第5号

平成24年9月21日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 川 上 富 夫

賛成者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

### 地方行政調査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び江府町議会委員会条例第5条の規定により、地方行政調査特別委員会を設置して、閉会中に次の調査を行うものとする。

#### 記

1. 特別委員会の構成 10名
2. 調査事件 (1) 被災地の現状・復興状況について  
(2) 環境王国の取り組みについて
3. 調査地 (1) 宮城県石巻市  
(2) 山形県最上郡真室川町

4. 調査期間 平成24年10月22日から平成24年10月24日まで

5. 経 費 予算の範囲

(提出の理由)

1. 東日本大震災の被災地の復興状況、町の取り組みについて現状を把握し、今後の災害対策と被災地支援活動に活かす。
2. 江府町が環境王国の仲間入りをした。先進地を視察・研修し、「奥大山ブランド」の取り組みに活かす。

---

以上です。

○議長(日野尾 優君) 質疑を行います。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(日野尾 優君) ないので、質疑を終結します。

○議長(日野尾 優君) 討論に入ります。

[討論なし]

○議長(日野尾 優君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(日野尾 優君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

では、直ちに本委員会の正副委員長を互選し、結果を議長まで報告願います。

この場で暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時01分再開

○議長(日野尾 優君) 再開いたします。

では、報告のあった正副委員長は、次のとおりであります。

地方行政調査特別委員会委員長、川上富夫議員、副委員長、森田智議員の以上であります。

---

日程第25 発議第6号

○議長(日野尾 優君) 日程第25、発議第6号、総務経済常任委員会の所管事務調査について

議題とします。

提出者の説明を求めます。森田智議員。

○総務経済常任委員長（森田 智君）

---

発議第 6 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

総務経済常任委員会の所管事務調査について

総務経済常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調査事件 町内所管事務調査及び施設調査
2. 調査地 江府町
3. 調査事項 ①行財政改革の進捗状況について  
②奥大山ブランドについて  
③誘致企業の状況について  
④エバーランド奥大山周辺の復旧工事状況について  
⑤笠良原ファームについて
4. 目 的 ①現在行っている改革の効果を検証し、今後の財政推計を把握するため  
②奥大山ブランド立上げの状況を把握するため  
③（株）サンエス、グリーンステージ、サントリーの現状を把握するため  
④エバーランド奥大山周辺の復旧工事の状況を把握するため  
⑤笠良原ファームの状況を把握するため
5. 方 法 行政担当者、関係者の説明、資料の提出、現地説明
6. 調査期間 平成 2 4 年 1 0 月 1 日から平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日までの間

---

以上です。

○議長（日野尾 優君） 質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

○議長（日野尾 優君） 討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第6号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

#### 日程第26 発議第7号

○議長（日野尾 優君） 日程第26、発議第7号、教育民生常任委員会の所管事務調査についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠恵美子君） はい。

○議長（日野尾 優君） 越峠恵美子議員。

○教育民生常任委員会委員長（越峠恵美子君）

---

発議第7号

平成24年9月21日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 田 中 幹 啓

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 長 岡 邦 一

賛成者 江府町議会議員 川 上 富 夫

教育民生常任委員会の所管事務調査について

教育民生常任委員会は、閉会中において次の調査を行うものとする。

記

1. 調査事件 町内所管事務調査及び施設調査
2. 調査地 江府町内
3. 調査事項 (1) 江府中学校  
(2) 子供の国保育園  
(3) 江府小学校  
(4) 江尾診療所(医科・歯科)
4. 目的 (1) 現在の運営状況と今後の課題についての調査  
(2) 現在の運営状況と今後の課題についての調査  
(3) 現在の運営状況と今後の課題についての調査  
(4) 現在の運営状況と今後の課題についての調査
5. 方法 各事項とも行政担当者及び関係者に対し聞き取りによる現地調査
6. 期間 平成24年10月1日から平成24年11月30日までの間
- 

以上でございます。

○議長(日野尾 優君) 質疑を行います。

[質疑なし]

○議長(日野尾 優君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

[討論なし]

○議長(日野尾 優君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(日野尾 優君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

#### 日程第27 発議第8号

○議長(日野尾 優君) 続きまして、日程第27、発議第8号、江府町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議員（3番、川上 富夫君） 議長。  
○議長（日野尾 優君） 川上富夫君。  
○議員（3番、川上 富夫君）

---

発議第8号

平成24年9月21日

江府町議会議長 日野尾 優様

提出者 江府町議会議員 川 上 富 夫  
賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇  
賛成者 江府町議会議員 森 田 智  
賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

江府町議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江府町議会会議規則第14条の規定により提出します。

（提出の理由）

条例の条文が不明確であり、江府町議会議員政治倫理条例を改正する必要があるため

---

1枚おはぐりいただきまして、江府町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を付けております。左が改正後であります。町民の調査請求権を町民または議員の調査請求権に改め、町民にあっては地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員にあっては議員定数の5分の1以上の連署をもって、議長に請求することができる。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上です。

○議長（日野尾 優君） 発議第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

日程第 2 8 発議第 9 号 から 日程第 3 2 発議第 1 3 号

○議長（日野尾 優君） 日程第 2 8、発議第 9 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出についてから日程第 3 2、発議第 1 3 号、李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書提出についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

質疑、討論、採決の進行は、1 件ごとに処理進行いたします。

提出者の説明を求めます。

○議員（森田 智君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 1 0 番、森田智君。

○議員（森田 智君）

---

発議第 9 号

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」

の構築を求める意見書提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情受理第 9 号「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書について」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなってきている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、市町村では木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

#### 記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

鳥取県日野郡江府町議会

発議第10号

平成24年 9月21日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

---

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情受理第10号「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書について」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣、内閣官房長官

---

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返した。しかし、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展はない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も10年延長した。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者をふくむ多くの未認定被害者が確実に存在する。このことは政府も認めている事実だ。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が亡くなった。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためだった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め、救出の好機となり得る。

金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならない。

一方で、混乱事態が発生し被害者の安全が犯される危険も出てきた。混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

鳥取県日野郡江府町議会

発議第11号

平成24年 9月21日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 上 原 二郎

賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情受理第11号「地方財政の充実・強化を求める陳情」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は益々重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

#### 記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
3. 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

鳥取県日野郡江府町議会

発議第12号

平成24年 9月21日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智

賛成者 江府町議会議員 上 原 二郎

賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔

賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情受理第12号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、  
防衛大臣、法務大臣、財務大臣、外務大臣、内閣官房長官

---

香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書（案）

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船がわが国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにも関わらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、わが国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。

また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにも関わらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還とした事は極めて遺憾である。民主党政権となって以降、メドヴェージェフ大統領の北方領土不法上陸、李明博大統領の竹島不法上陸が相次いで行われ、一昨年中国漁船衝突事案では、「那覇地検の判断」との名目で船長を釈放してしまい、わが国の外交及び危機管理において歴史上の汚点を残してしまった。現政権の外交施策は国益を損ない続けている。今回の事案も、民主党政権の国家観の欠如、外交の基本姿勢の欠如が招いたものであると言わざるを得ない。

よって江府町議会は、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を国会及び政府に強く求める。

1. 政府は事実関係を明らかにするため、現場海域で撮影した映像を早急に公開すること。
2. 今後、同様の事案があった場合、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行うとともに再発防止を強く求めること。
3. 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備、関係機関との連携、装備・人員の手当て等の拡充を急ぐこと。また、南西諸島防衛を強化する施策を実行すること。
4. 施設の整備などを通じた尖閣諸島の有人化と海の有効活用を図ること。また、島及び海域の安定的な維持管理を強化するために尖閣諸島の国有化に向けた取り組みを早急に進めること。
5. 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9月21日

鳥取県日野郡江府町議会

平成 24 年 9 月 21 日

江府町議会議長 日野尾 優 様

提出者 江府町議会議員 森 田 智  
賛成者 江府町議会議員 上 原 二 郎  
賛成者 江府町議会議員 宇田川 潔  
賛成者 江府町議会議員 三 輪 英 男

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを  
求める意見書提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 14 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情受理第 13 号「李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書」を採択したことにより意見書提出を行うため

（意見書提出先） 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、内閣官房長官

---

李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書（案）

韓国の李明博大統領は、8 月 10 日に島根県・竹島に不法上陸した。このような行為は、これまで連綿と築きあげられてきた日韓の信頼関係を根本から覆すものであると言わざるを得ない。日本政府はこの事態を深刻に受けとめ、韓国に対し、わが国の断固たる抗議の意思を伝えるとともに、早急に対応方針を固め、毅然とした措置をとらねばならない。

また、李大統領は、14 日天皇陛下の韓国訪問に言及し、「韓国を訪問したいなら、独立運動で亡くなった方々に対し心からの謝罪をする必要がある」と述べた。そもそも、天皇陛下の韓国訪問については、李大統領が平成 20 年に来日した際、両陛下に直接招請したものであるにもかかわらず、今回、謝罪がなければ「訪韓の必要がない」などと発言することは、極めて礼を失するものであり、到底容認し得えない。江府町議会は大統領としての資質が疑われるような、李大統領の一連の言動を看過することは出来ない。政府は韓国政府に対して李大統領の謝罪及び撤回を強く求めるべきである。

さらに、李大統領は 15 日の「光復節」での演説で、いわゆる従軍慰安婦問題についても言及し、「日本の責任ある措置を求める」などと述べているが、そもそも 1965 年の日韓基本条約において、いわゆる従軍慰安婦問題等を含めた諸問題は「完全かつ最終的に解決」されており、

かつ人道上の措置も講じている。そうであるにも関わらず、昨年12月に李明博大統領が来日した際に、いわゆる従軍慰安婦問題について、野田首相が「知恵を絞っていきたい」と不用意な発言をしたことが、今回の大統領の発言の一因とも言える。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線をとり続けている。竹島を韓国による不法占拠と言わず、韓国に対し不必要な謝罪談話を行い、朝鮮王室儀軌の返還では韓国に対して過剰に配慮し、韓国側の要求以上の返還に応じた。また、韓国が竹島への定期航路を就航させたことに対しても事前に抗議しないなど、しばしば国益を棄損する対応をし続けた結果、韓国の行動は歯止めが効かなくなっている。

よって、政府は竹島問題の重要性に鑑み、韓国の行動に歯止めをかけるために、国際司法裁判所（ICJ）提訴にとどまらず、日韓通貨協定更新の見直しなど、対韓国外交の総合的見直しを進めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年 9月21日

鳥取県日野郡江府町議会

以上です。

○議長（日野尾 優君） 以上提出者の説明が終了しました。

これから 発議等に対する質疑を行います。

日程第28、発議第9号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第29、発議第10号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意

見書の質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第30、発議第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第31、発議第12号、香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書提出について質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第12号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第 3 2、発議第 1 3 号、李明博韓国大統領の言動に抗議し政府に対韓国外交の見直しを求める意見書提出について、質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（日野尾 優君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（日野尾 優君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第 1 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

---

### 日程第 3 3 閉会中の継続調査について

○議長（日野尾 優君） 日程第 3 3、閉会中継続調査についてお諮りいたします。

議会運営委員会から議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等議会運営に関する事項につき、閉会中継続調査申し出があり、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中継続調査とすることに決しました。

---

○議長（日野尾 優君） お諮りいたします。本定例会の会期に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により閉会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会とすることに決定いたします。

以上をもって平成 2 4 年第 6 回江府町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労様でした。

午前 1 1 時 4 0 分閉会